

令和 7 年度

第 6 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 9 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆		○
3	木村 英宗		○	15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		19	道下 和子		○
7	須應 敏明	○		20	小次 啓二	○	
8	寺西 玉実		○	21	天根 公昭	○	
9	森兼 貢	○		22	青才 弘江	○	
10	前田 耕廣	○		24	榮田 明美	○	
11	宮崎 譲		○				
12	竹森 達	○					

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳		○	主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢		○
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和7年度第6回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、3番木村委員、8番寺西委員、11番宮崎委員、14番田邊委員、17番渡邊委員、19番道下委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 また、事務局長は公務のため遅参いたしますので、事務局員が進行を務めさせていただきます。 それでは本日は、道下会長が欠席のため、堀江会長代理より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長代理に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は16名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 15番瀬尾委員さん、16番金本委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案に移ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号25から32の8件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
24番榮田委員	受付番号27について、所有権移転の理由に「譲渡人は高齢で耕作困難のため」という記載がありましたが、譲渡人の年齢は52歳と記載されています。52歳は高齢に当たるのでしょうか。また、譲り渡す理由として他に事情が含まれているのでしょうか。
事務局員 (本庁)	申請書には「譲渡人が高齢のため」と記載されておりますが、他の事情としましては、譲渡人の夫が耕作していましたが亡くなり、譲渡人も庄原市外に居住しており管理ができない状態となっているため、譲受人へ農地を渡すということです。

議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 25 から 32 の 8 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 25 から 32 の 8 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 説明の前に、一点、修正がございましたので訂正いたします。 【修正点】 ・議案第 2 号資料 3 ページ：整理番号 2 の「利用権を設定する者の氏名及び住所」で、氏名の漢字に誤りがあったため訂正。 それでは第 2 号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 本市農業振興課から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画原案について意見を求められています。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、2 年契約が 1 件 2,479 m²、3 年契約が 1 件 2,270 m²、5 年契約が 1 件 2,454 m²、7 年契約が 1 件 2,625 m²、10 年契約が 3 件 9,099 m²で合計 6 件 16,448 m²となっております。

事務局員 (本庁)	詳細は、議案資料 1 ページから 12 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 14 から 16 の 3 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 14 位 置 等：説明資料 9, 10 から 22 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済み
事務局員 (本庁)	受付番号 15 位 置 等：説明資料 9, 23 から 25、29 から 33 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備

事務局員 (本庁)	資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 受付番号 16 位 置 等：説明資料 9, 26 から 33 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 14 から 16 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 14 から 16 の 3 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 22 について事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	受付番号 22 位置等：説明資料 9, 34 ページに記載 潰廃事由：過去何度かの水害により土砂小石が流入し、復旧のめどもなく現在に至る。 また、申請者は既に転出しており、後を引き継いで耕作管理できるものがおらず、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は石や土砂が堆積しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
7 番須應委員	位置図で、申請地のすぐ南に宅地が 2 筆ありますが、この宅地には家が建っているのでしょうか。
事務局員 (本庁)	2 筆の宅地には家が建っており、住人もいます。
7 番須應委員	申請地すぐ側の住人には被害等が発生することは無いのでしょうか。
事務局員 (本庁)	住人は申請者の親戚で、申請地の取り扱いについては事前に協議され、ご理解を得たうえで申請をされているという状況です。
議長	ありがとうございました。 ほかにございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 22 を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。

議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
議長	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告
事務局員 (本庁)	○報告事項 ・就農応援フェアへの参加…【須應委員】 ・欠員に伴う委員の公募について《農地利用最適化推進委員》 ○協議事項 ・各ブロックからの意見について ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第6回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年9月5日

議長
(堀江 唯雄) _____

15 番委員
(瀬尾 憲雅) _____

16 番委員
(金本 哲弥) _____